

# 公示

分任支出負担行為担当官  
陸上自衛隊中央会計隊契約科長

福田俊一



下記のとおり公示します。

## 記

### 1 公募に付する事項

- (1) 件名  
防衛省が実施する国際緊急援助隊活動等に必要な車両、その他の器材等をAN124又はIL-76を使用して輸送する場合の輸送役務
- (2) 規格  
仕様書による
- (3) 調達予定時期  
平成31年4月1日から平成34年3月31日までの間において、国外において災害等が発生し、被災国等の依頼を受け、防衛省が国際緊急援助隊等の派遣を決定した時期

### 2 参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「A」等級に格付けされた者。
- (2) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令165号）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (3) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (4) 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (6) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する旨指名停止権者が認めた場合は、この限りでない。
- (7) 第4号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、入札及び契約心得第3章第12項第2号に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
- (8) 契約締結後5日以内に、AN124等をチャーターした航空輸送及びこれに付随する本邦内及び派遣国内等の双方における輸送等の業務の実施が可能であること。
- (9) 日本において、防衛省と契約することが可能であること。
- (10) 営業所等が日本国内及び国際緊急援助隊等の派遣を想定している地域に所在すること。
- (11) 過去5年間において、統合幕僚監部との間に協定を締結したAN124等を有する航空会社等の中から1社以上と契約実績を有していること。協定を締結した航空会社については「国際緊急援助活動等におけるAN124等による輸送等の業務に関する協定書」による。
- (12) 事前審査の結果、役務履行能力が有すると認められた者。

### 3 公募要領等

- (1) 申込受付及び説明会を実施し、所要の審査を実施後、役務履行能力を有すると認められたものを選定し、指名リストを作成する。
- (2) 説明会参加に関する受付期限
  - ア 定期公募  
平成31年2月20日（水）17時00分まで
  - イ 隨時公募  
定期公募申込受付終了後～平成33年12月22日（水）17時00分まで
- (3) 場合によっては、希望する調達案件の契約に間に合わないことがある。

#### 4 説明会

##### (1) 日時及び場所

###### ア 定期公募

日 時：平成31年2月22日（金）

細部時間については説明会参加申込時に伝達する。

場 所：陸上自衛隊中央会計隊入札室（E-1棟6階）

###### イ 隨時公募

申込者に対し、別途通知する。

##### (2) 説明事項等

###### ア 事業の概要等

###### イ 公募の参加申込細部要領等

###### ウ 質疑応答

##### (3) 説明会参加申込先

7に同じ。

#### 5 審査

##### (1) 説明会参加者は公募参加の意思の有無を7に示す担当者あてに通知すること。

##### (2) 引き続き公募に参加する意思のある者は下記資料を示された時期までに提出すること。細部仕様書による。

##### (3) 提出資料（基準）

###### ア 契約参加表明書（別紙）

###### イ 資格審査結果通知書（全省庁統一資格）（写）

###### ウ AN124等を有する航空会社等との契約実績一覧表（過去5年分）

###### エ 法的資格一覧表

###### オ 会社概要

###### カ 領空通過、空港使用申請の業務フロー

###### キ 輸送間の関係会社等間の連絡体制

※ 競争参加資格の年度は31・32・33年度とする。また、31・32・33年度の競争参加資格を申請中の場合は、28・29・30年度の「資格審査結果通知書（写）」を提出するとともに、結果が下り次第速やかに31・32・33年度の「資格審査結果通知書（写）」を提出すること。

##### (2) 提出期限

###### ア 定期公募に係る提出資料

平成31年3月8日（金）12時00分

###### イ 隨時公募に係る提出資料の提出期限は別途通知する。

#### 6 有効期間等

##### (1) 審査の結果、役務履行能力を有すると認められた場合、その審査結果は平成31年4月1日（月）から平成34年3月31日（木）まで効力を継続するものとする。ただし、次号の場合を除く。

##### (2) 有効期間に2で示した資格を喪失した場合又は審査資料の内容と社内体制等が大きく変化した場合は速やかに官側に通知するものとする。この場合の審査結果の有効性については別途通知する。

#### 7 問い合わせ先

〒162-8802 東京都新宿区市谷本村町5-1

陸上自衛隊中央会計隊契約科（E-1棟6階） 担当：横地

電話 03-3268-3111（内線：47553） FAX 03-5269-5135

別 紙

## 契 約 参 加 表 明 書

件 名：防衛省が実施する国際緊急援助隊活動等に必要な車両、その他の器材等を輸送する場合の輸送役務

公示番号：中会公示第g016号

標記の契約に関して関心が有りますので、中央会計隊「入札及び契約心得」及び「標準契約書及び請書」を承諾の上、参加を表明します。

分任支出負担行為担当官  
陸上自衛隊中央会計隊  
契約科長 福田俊一 殿

平成 年 月 日

住 所  
会社名  
代表者名

仕 様 書			
名 称	国際緊急援助隊等の派遣に伴う車両及びその他の器材等輸送		
作成担任	防衛省陸上幕僚監部	作成年月日	平成 31 年 1 月 23 日

## 1 適用範囲

本仕様書は、国際緊急援助隊等の派遣に伴う本邦から指定国までの車両及びその他の器材等輸送に適用する。

## 2 輸送概要

### (1) 輸送品目

陸上自衛隊車両、その他の器材等（以下「貨物等」という。）

### (2) 輸送区間及び手段

ア 指定駐屯地～業者保管場所 道路輸送

イ 業者保管場所～本邦指定空港 道路輸送

ウ 本邦指定空港～指定国空港 航空輸送

エ 指定国空港～指定国の官側の指定する保管場所 道路輸送

### (3) 輸送期日

別に示す。

## 3 輸送役務内容

### (1) 指定駐屯地に集積された貨物の集荷及び業者保管場所への輸送

### (2) 業者保管場所での貨物品のパレット化等作業の実施及び借上航空機出発までの保管

### (3) 業者保管場所から本邦指定空港までの道路輸送

### (4) 本邦指定空港から指定国空港までの借上航空機による航空輸送

ア 借上航空機の運航等に必要な調整及び手続の実施

イ 本邦指定空港における借上航空機への貨物等の積載

ウ 本邦指定空港から指定国空港までの借上航空機による貨物等の輸送

エ 指定国空港における借上航空機からの貨物等の卸（しゃ）下及び車両への積載

- オ 指定国における貨物等の輸入通関の実施
  - カ 本邦指定空港及び指定国空港におけるグランドハンドリングの実施
- (5) 本邦指定空港から指定国内において官側の指定する保管場所までの車両による道路輸送
- ア 本邦指定空港から指定国内において官側の指定する保管場所までの貨物等の輸送
  - イ 指定国内での官側の指定する保管場所における貨物等の卸下及び集積
- (6) 各空港における保税地域の確保  
保税地域内に車両待機地域、貨物等集積地域の確保
- (7) 本邦内指定空港における管理支援  
本邦内指定空港において、作業を行う隊員の待機可能な事務所の提供等、管理支援の実施

#### 4 その他

- (1) 輸送計画資料の提出  
本仕様書に基づく輸送全般計画等を官側に提出すること（提出日は別に示す。）。  
細部については付紙のとおり。
- (2) 借上航空機の条件  
別添に基づき、官が契約又は指定した会社保有の航空機であること。
- (3) 道路輸送の条件  
道路輸送時の車両運行については、適切な誘導（必要により警備員の配置）の処置を実施すること。
- (4) 輸送梱包等の作業場所及び保管場所の確保  
貨物品の輸送梱（こん）包等作業に必要な場所及び出発日までの保管場所を確保すること。
- (5) 損傷防止処置  
役務履行中の貨物等の取扱いは、安全かつ丁寧に実施し、損傷防止には万全を期すこと。
- (6) 保全及び盗難等防止処置  
役務履行中の貨物等の盗難等防止には万全を期すこと。

(7) 輸送計画、輸送所要等の変更

輸送計画、輸送所要等に変更が生じた場合は、相互に協議すること。

(8) 通知要領

発着地、発着空港、経由空港における到着等状況を陸上幕僚監部装備計画部装備計画課輸送室に適時に通知すること。

提 出 書 類 一 覧 表

	提出書類名	内 容
全般計画	輸送全般計画	1 派遣想定地域の支社等の状況 2 関係会社の概要 (元請会社及び下請会社の事業内容、実績、担当者、連絡先等)
細部計画	集結地、空港等における役務計画	役務内容、使用器資材
	航空輸送計画	航空機の運航時間、経路等
	陸上輸送計画	役務内容、輸送具の種類及び規格
	事故防止及び事故発生時の処置	指導・連絡体制、作業中止の条件、緊急連絡体制、輸送間警備要領、貨物損傷時の対応要領

国際緊急援助活動等におけるAN124等による  
輸送等の業務に関する協定書

## 国際緊急援助活動等におけるAN 124等による輸送等の業務に関する協定書

防衛省統合幕僚監部首席後方補給官（以下、「甲」という。）とボルガ・ドニエブルUK会社（以下、「乙」という。）とは、防衛省が国際緊急援助活動等に必要な機材その他の物資を輸送（以下、「国際活動等のための輸送」という。）する場合の業務に關し、以下のとおり協定を締結する。

### （協定の趣旨）

第1条 この協定は、防衛省が国際活動等のための輸送を実施する場合において、甲が乙に対してAN 124等による輸送業務に関する要請を求めた際、乙が甲に対して実施する事項を定めるものとする。

### （要請の履行）

第2条 甲は、国際活動等のための輸送に際し、必要に応じて、乙に対して協力を要請するものとし、乙はこの要請に応ずるものとする。

### （業務）

第3条 本協定により、乙は、甲の協力要請後5日以内に、AN 124等を1機、甲が指定する本邦内空港まで回航し、本邦～目的国間の航空輸送を実施するものとする。  
ただし、武器・弾薬等危険品の含まれる輸送についてはこの限りではない。

### （協議）

第4条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

### （有効期間）

第5条 この協定は、平成28年1月1日から、その効力を有するものとし、甲、乙による調整の結果、合意した日をもって終了するものとする。  
この協定の成立を証するため、本書2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

2015年11月10日

甲 防衛省統合幕僚監部首席後方補給官

乾 悅久

乙 ボルガ・ドニエブルUK会社



Agreement for the  
transportation by AN124 and the like and related services  
in case of International Disaster Relief Activity and the like

This Agreement is entered into by J-4, Joint Staff, Ministry of Defense (hereinafter called "J4") and Volga-Dnepr UK (hereinafter called "VDUK") for the transportation of related equipments and supplies in case of International Disaster Relief Operation and the like (hereinafter called "Trans. for DRO and the like) by Ministry of Defense. The Parties agree as follows:

[The aim of agreement]

1. This agreement is to set forth what VDUK shall do for J4 to execute the Trans. for DRO and the like by MOD when the transportation using AN-124 and the like and related services are requested by J4 to VDUK.

[Fulfillment of request]

2. To execute the Trans. for DRO and the like, J4 will request the transportation to VDUK when necessary and VDUK shall fulfill the request under this agreement.

[Contents of operations]

3. In accordance to this agreement, VDUK shall position one(1) AN-124 and the like aircraft to airport in Japan designated by J4 within five (5) days from the day requested by and execute transportation between Japan and the country of destination.

However, this shall not apply to the transportation for hazardous materials including weapons and ammunition.

[Consultations]

4. In case of any issues not stated on this agreement and/or doubts or discrepancy arises, each party shall be settled through mutual discussion.

[The terms of validity]

5. This agreement enters into force from 1<sup>st</sup> January 2016, and may be terminated on the agreed date after result of mutual thorough talks among the parties.

To duly conclude this agreement, there shall be two (2) originals and each party retains one (1).

IN WITNESS WHEREOF, the parties hereto have caused this agreement to be duly executed by the authorized representative.

J-4, Joint Staff  
The Ministry of Defense, Japan

Vice President  
Volga-Dnepr UK Ltd Company

乾 悅久

Yoshihisa INUI

Dennis Gliznoutsas

Date: 10<sup>th</sup> November 2015



## 国際緊急援助活動等における AN 124 等による輸送等の業務に関する協定書

防衛省統合幕僚監部首席後方補給官（以下、「甲」という。）とアントノフ航空会社（以下、「乙」という。）とは、防衛省が国際緊急援助活動等に必要な機材その他の物資を輸送（以下、「国際活動等のための輸送」という。）する場合の業務に関し、以下のとおり協定を締結する。

### （協定の趣旨）

第1条 この協定は、防衛省が国際活動等のための輸送を実施する場合において、甲が乙に対して AN 124 等による輸送業務に関する要請を求めた際、乙が甲に対して実施する事項を定めるものとする。

### （要請の履行）

第2条 甲は、国際活動等のための輸送に際し、必要に応じて、乙に対して協力を要請するものとし、乙はこの要請に応ずるものとする。

### （業務）

第3条 本協定により、乙は、甲の協力要請後 5 日以内に、AN 124 等を 1 機、甲が指定する本邦内空港まで回航し、本邦～目的国間の航空輸送を実施するものとする。  
ただし、武器・弾薬等危険品の含まれる輸送についてはこの限りではない。

### （協議）

第4条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

### （有効期間）

第5条 この協定は、平成 30 年 8 月 1 日から、その効力を有するものとし、甲、乙による調整の結果、合意した日をもって終了するものとする。  
この協定の成立を証するため、本書 2 通作成し、甲乙記名押印の上、各 1 通を保有する。

2018年7月9日

甲 防衛省統合幕僚監部首席後方補給官

近藤奈津枝

乙 アントノフ航空 総代理店  
ドリームリフツ株式会社 事業開発担当取締役



Agreement for the  
transportation by AN124 and the like and related services  
in case of International Disaster Relief Activity and the like

This Agreement is entered into by J-4, Joint Staff, Ministry of Defense (hereinafter called "J4") and Antonov Airlines (hereinafter called "AA") for the transportation of related equipments and supplies in case of International Disaster Relief Operation and the like(hereinafter called "Trans. for DRO and the like) by Ministry of Defense. The Parties agree as follows:

[The aim of agreement]

1. This agreement is to set forth what AA shall do for J4 to execute the Trans. for DRO and the like by MOD when the transportation using AN-124 and the like and related services are requested by J4 to AA.

[Fulfillment of request]

2. To execute the Trans. for DRO and the like, J4 will request the transportation to AA when necessary and AA shall fulfill the request under this agreement.

[Contents of operations]

3. In accordance to this agreement, AA shall position one (1) AN-124 and the like aircraft to airport in Japan designated by J4 within five (5) days from the day requested by and execute transportation between Japan and the country of destination.

However. This shall not apply to the transportation for hazardous materials including weapons and ammunition.

[Consultations]

4. In case of any issues not stated on this agreement and/or doubts or discrepancy arises, each party shall be settled through mutual discussion.

[The terms of validity]

5. This agreement enters into force from 1<sup>st</sup> August 2018, and may be terminated on the agreed date after result of mutual thorough talks among the parties.

To duly conclude this agreement, there shall be two (2) originals and each party retains one (1).

IN WITNESS WHEREOF, the parties hereto have caused this agreement to be duly executed by the authorized representative.

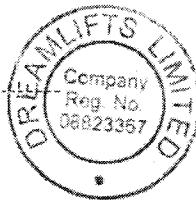
J-4, Joint Staff  
The Ministry of Defense, Japan

Business Develop Director  
Dreamlifts Ltd.  
Development Business Agency of Antonov Airlines

近藤奈津枝

Natsue KONDO

Michael Goodisman



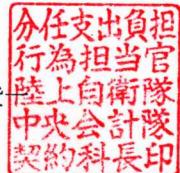
Date: 9<sup>th</sup> July 2018

中会公示第g016-1号  
令和元年8月8日

## 変更公示

分任支出負担行為担当官  
陸上自衛隊中央会計隊契約科長

福田 俊



中会公示第g016号(31.2.8)件名「防衛省が実施する国際緊急援助隊活動等に必要な車両、その他の器材等をAN124又はIL-76を使用して輸送する場合の輸送役務」について、下記のとおり変更する。

記

### 変更事項

第2項を、次のとおり変更する。

変更前：「(10) 本社が日本国に所在するとともに、国際緊急援助隊等の派遣を想定している地域に支社等を所有すること。」

変更後：「(10) 営業所等が日本国内及び国際緊急援助隊等の派遣を想定している地域に所在すること。」

以上